障害福祉サービス居宅介護
利用重要事項説明書

（　令和　６　年　４　月　１　日　現在）

障害福祉サービス（居宅介護）の提供開始にあたり、契約を締結する前に事業所の概要やサービス内容等、次のとおり説明させていただきます。

１　【事業者（法人）の概要】

名称	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合
所在地	山梨県南巨摩郡身延町飯富１６２８（飯富病院内）
電話番号	０５５６－４２－２３２２
代表者氏名	一部事務組合長

２　【事業所の概要】

事業所の名称	ヘルパーステーションいいとみ
事業所の所在地	山梨県南巨摩郡身延町飯富１６２８（飯富病院内）
事業所の電話番号	０５５６－４２－４３８７
サービス提供地域	身延町・早川町・市川三郷町（六郷地区）
提供曜日及び時間	月曜日～金曜日　８：３０～１７：１５
事業所番号	１９０００１００２１９１１１　　（平成１５年6月1日現在）

３　【事業所の職員体制】

職　　種	常　勤（人）	非常勤（人）	合計員数（常勤換算）	資　格　等
管理者	１		１	訪問看護ステーション所長兼務
サービス提供責任者	１		１	ヘルパーステーション主任（介護福祉士）
訪問介護員	２		２	介護福祉士２名
事務員	１		１	

４　【サービスの内容】

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」とは、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

①　身体介護（ご家庭に訪問し入浴や排泄、食事等の介助をします）

食事介助	食事の介助を行います
入浴介助・清拭	入浴介助や清拭（体を拭く）を行います
体位交換・整容	寝たきりの身体の向きの交換、洗顔や洗髪を行います
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助を行います

②　家事援助（ご家庭に訪問し、調理や洗濯、掃除などの家事等の援助を行います）

調　理	利用者の食事の用意を行います
洗　濯	利用者の衣類等の洗濯を行います
買　物	利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います
掃　除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います
その他	関係機関への連絡など必要な家事を行います

※　・預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
　　・預貯金通帳及びカードはお預かりできません。
　　・利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等敷地の掃除は原則として行いません。

③　その他

必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

５　【利用料金】

（１）　障害福祉サービス支給対象サービス利用者負担額

居宅介護に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下記のとおり）の１割に相当する額をお支払いいただきます。

ただし、「（２）利用者負担の軽減措置について」で説明する軽減措置に該当する場合は、軽減後の額をお支払いいただきます。

（２）　利用者の負担の軽減について

個々の所得認定（区分）や利用するサービスの種類に応じて、利用者負担の減免等が講じられることがあります。（月額負担上限額設定および軽減）

なお、負担上限月額に達する見込みがある場合には、受給者証の予備欄にその旨記載されています。負担上限月額に達する見込みがあり、かつ複数の事業所のサービスを利用する場合は、上限管理事務を行う事業所を選定し、利用者負

担を管理します。

所得区分	区分の説明		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯に属する者		０円
低所得１	市町村民税非課税世帯であって、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間８０万円以下の者		０円
低所得２	市町村民税非課税である世帯に属する者		０円
一般１	市町村民税課税世帯に属する者のうち、ア又はイに該当し、かつ所得割額１６万円（１８歳未満の障害児及び２０歳未満の施設入所者は２８万円）未満の者 ア：居宅で生活する者 イ：２０歳未満の施設入所者	居宅で生活する障害児（１８歳以上を除く）	４,６００円
		居宅で生活する障害者（１８歳以上を含む）及び２０歳未満の施設入所者	９,３００円
一般２	市町村民税課税世帯で、一般１に該当しない者		３７,２００円

なお、負担上限月額に達する見込みがある場合には，受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄にその旨記載されています。

※利用者負担の軽減措置の詳細については、各町担当課にお問い合わせ下さい。

身延町　　福祉保健課　　（TEL 0556-20-4611）
早川町　　福祉保健課　　（TEL 0556-45-2363）
市川三郷町福祉支援課　　（TEL 055-272-1106）

【居宅介護サービス費】

身体介護

１．所要時間３０分未満　　２５６単位
２．所要時間３０分以上１時間未満　　４０４単位
３．所要時間１時間以上１時間３０分未満　　５８７単位
４．所要時間１時間３０分以上２時間未満　　６６９単位
５．所要時間２時間以上２時間３０分未満　　７５４単位
６．所要時間２時間３０分以上３時間未満　　８３７単位
７．所要時間３時間以上　　９２１単位
８．それ以降３０分ごとに　　８３単位加算

家事援助

１．所要時間３０分未満	１０６単位
２．所要時間３０分以上４５分未満	１５３単位
３．所要時間４５分以上１時間未満	１９７単位
４．所要時間１時間以上１時間１５分未満	２３９単位
５．所要時間１時間１５分以上１時間３０分未満	２７５単位
６．所要時間１時間３０分以上	３１１単位
７．それ以降１５分ごとに	３５単位加算

（３）　交通費

上記２で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の訪問介護員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

（４）　キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

（５）　その他

利用者の住居でサービス提供のために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者にご負担いただき、事業者は無償にて使用させていただきます。

（６）　支払方法

上記利用料金の支払いは、１ヶ月ごとに計算し、翌月２０日までに請求しますのでお支払いください。支払いは、現金又はゆうちょ銀行自動払込でお願いします。自動払込の場合は、自動払込申請書による申請が必要となります。

６　【サービスの利用方法】

（１）サービスの利用開始

①身体障害者居宅介護について障害福祉サービス支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

②サービスの提供に先立って、受給者証に記載された内容（受給者証番号、サービス種別、支給期間等）を確認させていただきます。受給者証の記載内容に変更があった場合は、すみやかに訪問介護員にお知らせください。

また、担当の訪問介護員等が受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示をお願いすることもあります。

③サービスの利用が決定した場合は契約を締結し、利用者に係る相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」に基づき、利用者及びご家族の意向を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成して、利用者又はご家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたします。ご確認いただいてからサービスの提供を開始します。

④契約の有効期間は障害福祉サービス支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

⑤サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

⑥居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

（２）サービスの終了

①利用者が当事業者に対し７日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合はこの契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

③利用者がサービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらずお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除しサービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の３０日前までに文書で通知します。

（３）契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②身体障害者居宅介護の障害福祉サービス支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間経過をもって終了します。）

③利用者が死亡した場合

７　【緊急時・事故発生時の対応方法】

（１）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、関係機関に報告します。

（２）利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに救急車との要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者、サービス提供責任者等へ連絡をします。

（３）利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

８　【サービス実施時の留意事項】

（１）サービス提供について

サービスは「訪問介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

（２）定められた業務以外の禁止

利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

・利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
・来客の応接（お茶、食事の手配等）
・自家用車の洗車・清掃　等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

・草むしり
・花木の水やり
・犬の散歩等ペットの世話　等

③日常的に行われる家事の範囲を超える行為

・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
・植木の剪定等の園芸
・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理　等

（３）サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって、利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

（４）サービス利用の変更・追加

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を

提示し協議します。
また、相談支援事業者に連絡し、サービス等利用計画の変更の援助を行います。

９　【訪問介護員の禁止行為】

訪問介護員は、サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。
①医療行為
②利用者もしくはご家族等の金銭の貸借、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
③利用者もしくはご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
④利用者の家族等に対する訪問介護サービルの提供
⑤飲酒、喫煙及び飲食
⑥利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
⑦日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭の掃除等）
⑧利用者もしくはその家族が運転する車への同乗
⑨身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

１０【ハラスメント対策】

（１）職場におけるハラスメント対策
当事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、訪問介護員が働きやすい環境作りを目指します。
（２）利用者やその家族等から受けるハラスメント対策
利用者やその家族等が当事業所の訪問介護員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
（３）サービス利用中の写真や動画撮影、録音等を無断でＳＮＳ等に掲載することを禁止します。

１１【虐待の防止】

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）下記に掲げる措置を実施するための責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：　川窪　三陽子（所長） 電話：０５５６－４２－４３８７　　ＦＡＸ：０５５６－４２－２９８１ 受付時間：毎週月～土曜日（祝日及び１２月２９日～１月３日を除く） 午前８時３０分～午後５時１５分

（２）成年後見制度の利用支援
成年後見制度の概要について説明し必要な機関へお繋ぎいたします。
（３）苦情解決体制の整備
利用者からの相談又は苦情に対応するための窓口を設置し、苦情解決体制を整

えます。

（４）対策委員会の開催

当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果を訪問介護員に周知徹底します。

（５）指針の整備

当事業所における虐待防止のための指針を整備します。

（６）研修の実施

当事業所の訪問介護員に対して、虐待防止に関する研修を実施します。

（７）市町村への通報

サービス提供中に、訪問介護員及び居宅サービス事業者又は、擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

１２【身体拘束】

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。

②その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又はご家族から同意を得ます。

１３【感染症の予防及びまん延防止のための措置】

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行い衛生的な管理に努めます。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

（１）対策委員会の開催

当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果を訪問介護員に周知します。

（２）指針の整備

当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し飯富病院ホームページにおいて、いつでも閲覧できるようにします。

（３）研修・訓練の実施

当事業所の訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年２回以上実施します。

１４【業務継続計画（ＢＣＰ）の策定】

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年２回以上、実施します。

（１）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
（２）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

１５【事故発生時の対応】
（１）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、関係機関に報告することとします。
（２）利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに救急車との要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者、サービス提供責任者等へ連絡をいたします。

１６【サービス実施の記録】
（１）サービス実施記録の確認
提供したサービスの実施日時、内容などを記録し、利用者にご確認いただきます。
もし、内容に間違いがあればご指摘ください。
なお、サービス実施記録票は提供日から５年間保存します。
（２）記録や情報の管理、開示について
利用者の記録や情報は適切に管理し、利用者の求めに応じてその情報を開示します。

１７【秘密保持】
当事業所の訪問介護員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。また、その必要な措置を講じます。
事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で当該家族の個人情報を用いません。

１８【個人情報の取扱い】
利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。
（１）使用目的
事業者が障害者総合支援法に関する法令に従い、サービス利用計画に基づき障害福祉サービス等を円滑に実施するために必要な場合に使用します。
（２）使用にあたっての条件
①個人情報の提供は（１）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提

供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。
②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

（３）個人情報の内容（例示）
①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
②その他の情報

（４）使用する期間
契約締結日から契約終了日までとします。

８　【この契約に関する苦情・相談窓口】

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	所長　川窪　三陽子
電話番号	０５５６－４２－４３８７
受付時間	月曜日～金曜日　　８：３０～１７：１５

当事業所以外の相談・苦情窓口

国保連苦情処理窓口	０５５－２３３－９２０１
身延町　　福祉保健課	０５５６－２０－２６１１
早川町　　福祉保健課	０５５６－４５－２３６３
市川三郷町　福祉支援課	０５５－２７２－１１０６

【説明確認欄】
（契約する場合は、以下の確認が必要です）
サービスの締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

契約締結日　　年　　月　　日

事 業 者
所 在 地　　山梨県南巨摩郡身延町飯富 1628
名　　称　　ヘルパーステーションいいとみ
代表者名　　所　長　　川窪　三陽子

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け、同意し受領しました。

契 約 者
住　　所
氏　　名
電話番号

代 理 人（続柄：　　）
住　　所
氏　　名
電話番号